



平成 22 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社神鋼環境ソリューション  
代 表 者 名 取締役社長 青木 克規  
コード番号 6 2 9 9  
上場取引所 大証第二部  
問 合 せ 先 総務部長 大西 主計  
(電話：078-232-8018)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 29 日開催予定の第 56 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

社外取締役および社外監査役として適切な人材を迎えることができるよう、また、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、会社に対する賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を、変更案第 28 条（社外取締役との責任限定契約）および変更案第 39 条（社外監査役との責任限定契約）として新設するものであります。また、これに伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

なお、変更案第 28 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

平成 22 年 6 月 29 日（火） 定款変更のための株主総会開催日  
平成 22 年 6 月 29 日（火） 定款変更の効力発生日

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 28 条            〽 (条文記載省略)</p> <p>第 37 条</p>	<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 28 条 本会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第 29 条            〽 (現行どおり)</p> <p>第 38 条</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 38 条            〽 (条文記載省略)</p> <p>第 42 条</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 39 条 本会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第 40 条            〽 (現行どおり)</p> <p>第 44 条</p>

以 上